

個人情報保護委員会（第296回）議事概要

- 1 日時：令和6年7月24日（水）10：00～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：藤原委員長、小川委員、大島委員、浅井委員、清水委員、加藤委員、梶田委員、高村委員、小笠原委員、佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官
- 4 議事の概要
 - (1) 議題1：個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会の設置について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
小川委員から「資料1の別紙に検討会の構成員等が記載されている。構成員と関係団体に分かれているが、構成員と関係団体は対等に議論していただくとともに、それぞれの立場もあるとは思いますが、個人情報保護法第1条の目的を念頭にして、検討を進めていただければと思う。
すなわち、個人の権利利益の保護と個人情報の適正かつ効果的な活用のバランスに配慮し、我が国にとって活力ある経済社会と豊かな国民生活を実現することを基本的な考え方として、検討事項の具体的な方向性が得られるよう、議論を深めていただきたい」旨の発言があった。
原案のとおり、決定することとなった。
 - (2) 議題2：厚生労働省（公的年金業務等に関する事務）の全項目評価書（年金振込口座情報の提供（既裁定者）に伴う評価の再実施）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
清水委員から「今般加わった、既裁定者の年金振込先口座情報のデジタル庁への提供においては、日本年金機構とデジタル庁間の特定個人情報の授受が電子記録媒体によって行われ、また、不同意申出の『提供口座情報照会システム』への登録は委託契約によって行われるとのことである。7月10日の委員会では、これら二つのプロセスの管理・監督について、厚生労働省及び日本年金機構職員から詳細に御説明いただいた。また、これらは評価書にリスク対策として記載されている。
厚生労働省及び日本年金機構においては、既存及び新規のリスク対策を確実に実行するとともに、これらの対策が有効に機能しているかどうかを適切にモニタリングしていただきたい」旨の発言があった。
高村委員から「7月10日の委員会では、意向確認書の内容が国民に正しく伝わるようにするための工夫や方策について質問した。また、口座情報の提供に不同意の場合における意思表示を適切かつ容易に行うことができる

ようにするための工夫や方策について質問した。

その際の回答として、意向確認書に加え、手続方法等を記載したリーフレットを送付することや、日本年金機構側が不同意の申出書にあらかじめ必要な事項を印字することにより、国民に事業の趣旨・目的を正しく伝え、極力負担をかけず不同意の意思表示を行えること等を御説明いただいた。

繰り返しになるが、今般のデジタル庁に対する既裁定者の口座情報の提供に際しては、意向確認書の送付対象者に対して制度の趣旨・目的を分かりやすい形で正しく伝え、また、不同意の意思表示を適切かつ少ない負担で行うことができることが重要であると考え。日本年金機構においては、意向確認書やリーフレットの記載内容等について引き続き精査いただき、対象者に制度の趣旨・目的を正しく伝え、不同意の意思表示を容易に行えるよう、対応していただきたい」旨の発言があった。

藤原委員長から「既裁定者の年金振込先口座情報をデジタル庁に提供することに関する本人同意は、オプトアウト方式により、意向確認書を送付する方法で実施するということになるが、不同意申出が適切に処理されなかった場合は、本人の意図しない形で口座情報がデジタル庁に提供されてしまうこととなる。

高村委員からの御発言にも関連するが、7月10日の委員会において、年金受給者に極力負担がかからない形で不同意の意思表示をしていただけるよう対応していく旨の御説明をいただいたが、本人の意思表示を容易とすることに併せ、不同意申出を正しく処理し、本人の意思に反して本人の口座情報がデジタル庁に提供されないよう、適切に対応することが重要である」旨の発言があった。

本評価書について承認され、厚生労働省に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

(3) 議題3：LINE ヤフー株式会社への勧告等に対する改善状況の概要及び同社への対応方針について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「全般的に進捗が予定より早くなっているようで非常に喜ばしいことかと思う。未了となっている全従業員向けアンケート調査について、令和6年7月及び11月に実施予定ということで、これは、担当部署内でしか持っていなかった問題意識を共有し、吸い上げる仕組みであると思うが、継続的に行っていくべきものだと思う。また、アンケートで上がってきた情報を、セキュリティガバナンス委員会やグループCISO Boardといった上位の会議体でどのように吸い上げて、改善につなげていくのかが、現状では分かりにくいように思う。そういった点も含めて、次回報告の際には

改善状況等を確認してほしい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

以上